

## 【ケース2】 司法書士事務所よりご相談

任意後見契約を予定している方の、身元保証・生活支援および死後事務委任をお願いしたい。

独居女性。結婚歴なく、姪や甥とも疎遠。  
これから任意後見契約をする予定であるが、生活支援や緊急時の駆けつけ、亡くなった後のことなど、任意後見人にできないことがたくさんあるので、終活コンシェルジュさんをお願いしたい。



### ご本人情報

[年齢] 86歳

[認定] 要介護1

[病歴] 大腸がん  
リンパ浮腫

[ADL] 自立

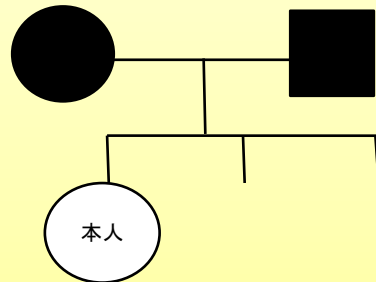
[経済状況] 年金(19万円/月)

[本人の意向]

・できる限り在宅で暮らしたい

・認知症に備えて、財産管理や遺言書、不動産売却については後見人に、緊急対応や生活支援、亡くなった後のことは終活コンシェルジュをお願いして、安心して暮らしたい

### ご家族の状況



- ・一人暮らし
- ・兄弟の生存については不明
- 姪・甥はいるが疎遠
- ・持家あり(マンション)

※遺言書、不動産売却については、任意後見契約する司法書士が行なう

### 必要とされている支援

身元保証人として  
緊急対応・生活支援

終末期ケアに対する  
医療同意

死後事務委任

## 支援内容と動き

1. 司法書士からの相談を受け、一緒に本人の自宅を訪問。支援内容についてご説明。

2. 身元保証契約および死後事務委任契約を締結。契約時には担当のケアマネジャーも同席。契約完了を司法書士へ報告。

3. 月1回の定期訪問を、訪看・マッサージ・訪問医の往診・入浴介助の曜日とかぶらないように設定し、対応継続中。

4. 役所や銀行などで用事を済ませたい等、本人が希望する外出への付き添いを行なう。

5. 司法書士との任意後見契約への立会い等、後見スタート前から連携を取りながら支援をすすめている。

6. 緩和ケアを受けながらお暮らしになっていることもあり、終末期医療についての事前の意思について、訪問医立会いのもとリビングウィルを作成。

お元気なうちから、もしもの時の緊急対応や日常の支援、亡くなった後の事、財産管理や相続に関する事を、司法書士の先生をはじめ、訪問医、訪問看護、ケアマネジャー、ヘルパー、訪問マッサージ等ご本人に関わる方たちと連携し、支援しています。



## 支援のポイント

- ◎在宅で暮らす上で心配だった「緊急連絡先」「生活支援」をサポート
- ◎サービス担当者会議への参加や、ご本人に関する懸念事項についての情報共有を常に行なう
- ◎本人が安心して最期を迎えられるような支援